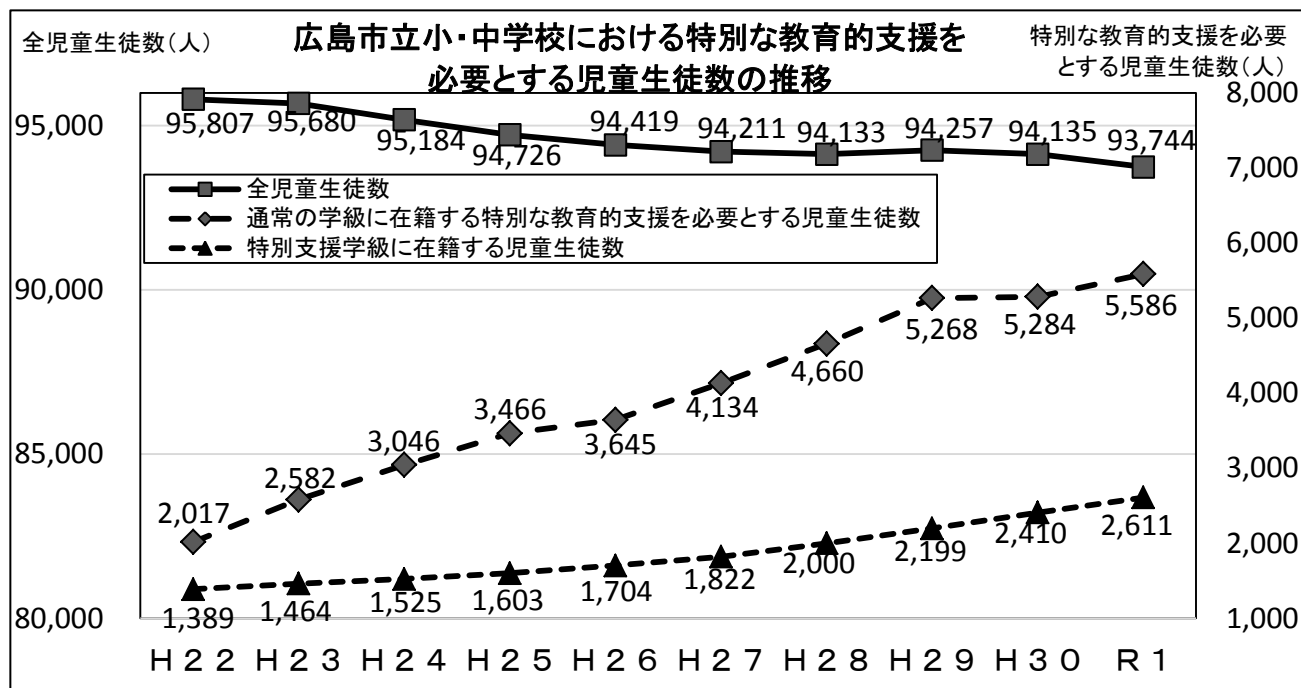
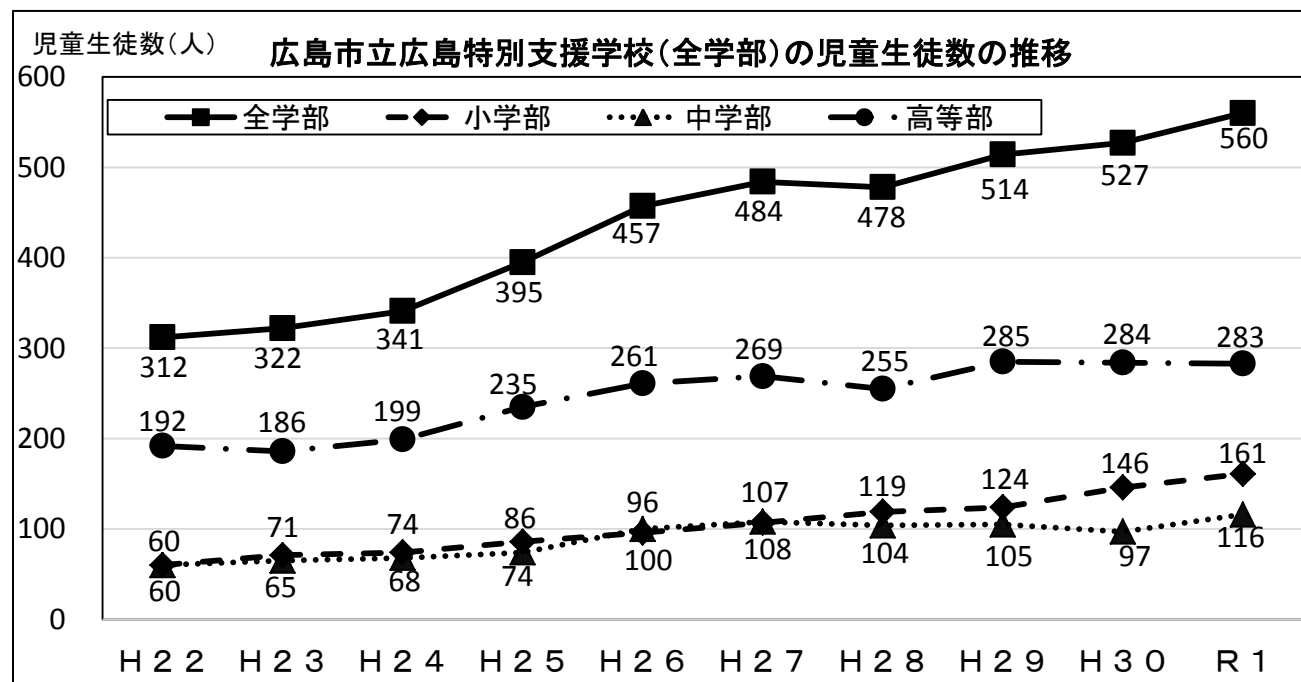


1 特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の推移と特別支援学校の位置付け



<小・中学校の体制>

- ・ 特別支援学級は、1学級の児童生徒数の基準を8人とする異学年集団で、知的障害、自閉症・情緒障害等の種別がある。近年自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒数の増加が顕著である。特別支援学級への人的支援としては、担任の他、在籍児童生徒の人数や支援の必要度に応じて特別支援学級指導員を配置している。
- ・ 通常の学級への人的支援としては、肢体不自由の児童生徒1人に対して1人を、発達障害等の児童生徒の人数や支援の必要度に応じて、学校に対して1～2人程度の特別支援教育アシスタントを配置している。その他、特別な教育的支援を必要とする児童生徒へ適切な支援を行うことができるように、学校からの要請に応じ、大学教授等の専門家による巡回相談指導を実施している。
- ・ 各校の特別支援教育の推進役として、全校に特別支援教育コーディネーターを位置付けている(専任16人、他は学級担任等が兼ねる)。



<特別支援学校の体制>

- ・ 単一障害(知的障害のみ)については、1学級の小・中学部の児童生徒数の基準は6人、高等部は8人。重複障害(知的障害以外の障害を併せ有する)は、小・中・高等部いずれも3人。
- ・ 児童生徒への人的支援としては、担任の他、自立活動を支援する教員、学校での生活支援やスクールバスへの添乗を行う介助員(令和元年5月現在 46人)を配置している。